

川崎市犯罪被害者等日常生活等支援実施要綱

令和 4 年 3 月 3 1 日

3 川市地第 1 1 4 2 号

市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市犯罪被害者等支援条例（令和 3 年 12 月川崎市条例第 77 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に基づき、犯罪等の被害により日常生活に支障が生じている犯罪被害者等に対して必要な支援を行うため、日常生活等に要する費用の助成（以下「助成」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第 2 条第 1 項第 1 号に定める犯罪等のうち、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第 37 条第 1 項本文、同法第 39 条第 1 項又は同法第 41 条の規定により罰せられない行為（同法第 35 条又は同法第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 性犯罪 刑法第 176 条、同法第 177 条及び同法第 179 条、同法第 181 条及び同法第 241 条並びにこれらの罪（同法第 176 条及び同法第 178 条第 1 項、同法第 179 条第 1 項の罪を除く。）の未遂罪をいう。
- (3) 重傷病 1 か月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。ただし、交通事故による被害の場合は、療養の期間が 3 か月以上であることを要する。
- (4) 市民 川崎市自治基本条例（平成 16 年 12 月川崎市条例第 60 号）第 3 条第 1 項第 1 号に定める市民のうち、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき川崎市の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからキまでのいずれかに該当する者であって、やむを得ず川崎市の住民基本台帳に記録をされずに川崎市内に居住している者をいう。

ア 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年法律第 98 号）第 2 条第 3 項に規定する避難住民

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

ウ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 2 条第 3 項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者

エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を受けていた者

オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法

- 律第 124 号) 第 2 条第 3 項に規定する高齢者虐待を受けていた者
- カ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 条号）第 2 条第 2 項に規定する障害者虐待を受けていた者
- キ その他、本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
- (5) 犯罪被害 犯罪による被害であって次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。
 - ア 犯罪による死亡又は重傷病
 - イ 性犯罪による被害

(遺族又は家族の範囲)

第 3 条 助成を受けることができる遺族（以下「遺族」という。）とは、犯罪により死亡した者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。以下同じ。）
- (2) 犯罪により死亡した者の二親等以内の親族（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）

2 助成を受けることができる家族（以下「家族」という。）とは、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により重傷病等又は性犯罪被害を受けた者の配偶者
- (2) 犯罪により重傷病等又は性犯罪被害を受けた者の二親等以内の親族

(家事及び介護等支援費用の助成)

第 4 条 市長は、予算の範囲で犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等が家事及び介護等支援としてホームヘルプサービスを利用した場合に、その費用を助成することができるものとする。

(家事及び介護等支援費用の助成対象者)

第 5 条 前条の助成は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、次に定める資格要件のいずれかに該当する者が犯罪被害を受けたことにより、家事又は介護等に支障が生じていると認められる場合に実施する。

- (1) 第 3 条第 1 項各号に規定する遺族であって助成の申請を行う時点において市民である者
- (2) 犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者であって助成の申請を行う時点において市民である者
- (3) 犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者の第 3 条第 2 項各号に規定する家族であって助成の申請を行う時点において市民である者

2 他のホームヘルプサービスに関する制度（障害者総合支援法における居宅介護や介護保険法における訪問介護など）を利用した場合の自己負担分の費用については、助成す

ることができない。

(家事及び介護等支援費用の助成の内容)

第6条 第4条の規定による助成の額は、1時間当たり4,400円を上限とする。

2 助成の対象となるホームヘルプサービスは30分を単位とし、一の犯罪被害について合計60時間までとする。

3 助成の対象となるホームヘルプサービスの内容は、次に掲げるサービスとする。

- (1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事
- (2) 食事、排泄、入浴等の介護
- (3) 通院等の介助
- (4) その他市長が必要と認める家事及び介護等

4 前項各号に掲げるサービスは、家事及び介護等支援としてホームヘルプサービスを提供する事業者が派遣するホームヘルパー等により実施されるものとする。

(配食費用の助成)

第7条 市長は、予算の範囲で犯罪被害により、健康の維持を図るための食事を用意することに支障が生じている犯罪被害者等が配食等サービスを利用した場合に、その費用を助成することができるものとする。

(配食費用の助成対象者)

第8条 前条の助成は、第5条第1項各号のいずれかに該当する者に対して実施する。

(配食費用の助成の内容)

第9条 第7条の規定による助成の額は、1回あたり1,000円を上限とする。

2 助成の回数は、一の犯罪被害について合計30回までとする。

3 助成の対象となるサービスは、配食サービス又はフードデリバリーサービスの提供する事業者により実施されるものとする。

(一時保育及び一時預かり費用の助成)

第10条 市長は、予算の範囲で犯罪被害により、監護する子を家庭で保育することが困難となった犯罪被害者等が、その監護する子のために一時保育又は一時預かりサービスを利用した場合に、その費用を助成することができるものとする。

(一時保育及び一時預かり費用の助成対象者)

第11条 前条の助成は、次の各号のいずれにも該当する者に対して実施する。

- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 就学前の子又は小学校に就学中の子を監護する者

(一時保育及び一時預かり費用の助成の内容)

第12条 第10条に規定する助成の額の上限は、次のとおりとする。

- (1) 就学前の子の場合、1人につき1日1回当たり2,900円
- (2) 小学校に就学中の子の場合、1人につき1日1回当たり9,000円
- 2 助成の対象となるサービスは、一時保育又は一時預かりサービスの提供する事業者により実施されるものとする。
- 3 助成の回数は、一の犯罪被害につき、第1項1号及び第2号のそれぞれについて10回までとする。

(教育支援費用の助成)

第13条 市長は、予算の範囲で犯罪被害により、監護する就学中の子を通学させることが困難となった犯罪被害者等が、その監護する子のために教育サービスを利用した場合に、その費用を助成することができるものとする。

(教育支援費用の助成対象者)

第14条 前条の助成は、次の各号のいずれにも該当する者に対して実施する。

- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 当該犯罪被害者の、学校教育法（昭和22年3月法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）に就学中の子を監護する者

(教育支援費用の助成の内容)

第15条 第13条の規定による助成の額は、一の犯罪被害につき48,000円を上限とする。

- 2 助成の対象となる内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 家庭教師サービスの利用に係る費用
 - (2) 通信教育サービスの利用に係る費用
 - (3) 学校への送迎等に係るタクシーの利用に係る費用
 - (4) その他市長が必要と認める教育支援費用
- 3 前項第1号から第4号に掲げるサービスは、当該サービスを提供する事業者により実施されたものでなければならない。
- 4 第2項3号に掲げるタクシーの利用に係る費用の助成を受ける場合は、送迎先等について事前に犯罪被害者等支援相談窓口に相談したものでなければならない。

(転居費用の助成)

第16条 市長は、予算の範囲で犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が、転居するために要する費用及び新たな住居へ一時的に転居した後に、従前の住居に戻る場合又は別の住居に転居する場合に要する費用を、助成することができるものとする。

- 2 前項に定める従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者
 - (2) 犯罪により住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなった

者

- (3) 二次被害又は再被害を受けた者又は受ける恐れのある者
 - (4) 犯罪による傷病や後遺障害、家族構成員の死亡等により、従前の住居における生活を維持することが困難になった者
 - (5) 本要綱に基づく転居費用の助成を受けたのち、転居先で前第1号、第3号及び第4号に該当し、再び転居が必要となった者
- 3 第1項に定める新たな住居へ一時的に転居した後に従前の住居に戻る場合又は別の住居に転居する場合とは、前項第1号から第4号のいずれかに該当する者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 新たな住居に一時的に居住したのち、前項第1号から第4号に定める困難が一定程度解消されるなどによって従前の生活への復帰を図るべく、川崎市内の住居に転居する場合
 - (2) 利用期限のある住居等に一時的に居住し、退去せざるを得なくなった場合
 - (3) その他市長が必要と認める場合

(転居費用の助成対象者)

第17条 前条の助成は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、次の各号の資格要件のいずれかに該当する者に対して実施する。

- (1) 犯罪により死亡した犯罪被害者である市民の第3条第1項各号に規定する遺族であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していた者
 - (2) 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で当該犯罪発生時に市民であった者
 - (3) 性犯罪のうち、刑法第176条及び同法第178条第1項、同法第179条第1項の罪及びこれらの未遂罪を除く犯罪被害者で当該犯罪発生時に市民であった者
 - (4) 放火（刑法第108条、同法第111条第1項又は同法第117条第1項の罪をいう。）によって前条第2項第2号に該当することとなった者で、死亡又は重傷病に該当せず当該犯罪発生時に市民であった者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 前項各号に該当する犯罪被害のうち、過失による被害を除く。ただし、市長が特に認める場合にはこの限りでない。

(転居費用の助成の内容)

第18条 第16条の規定による助成の額は、一の犯罪被害について200,000円を限度とし、回数は、一の犯罪被害について1回の転居を限度とする。ただし、同条第2項第5号又は同条第3項に該当する場合は、合計で2回までの転居費用を助成する。

- 2 助成の対象となる転居費用の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 引越しに係る運送費用、荷造り及び不用品の廃棄等のサービスに係る費用
 - (2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃その他の費用
 - (3) その他市長が転居のために必要と認めるもの
- 3 前項第1号及び第2号に掲げる費用は、引越事業者、不動産事業者等に支払ったもの

に限る。

(助成の制限)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条、第7条、第10条、第13条及び第16条に定める助成を実施しないことができる。

- (1) 犯罪被害者である市民又は次条第1項の申請書を提出する者が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民又は次条第1項の申請書を提出する者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 過失による被害においては、被害者に重大な過失があった場合
- (3) 犯罪被害者である市民又は次条第1項の申請書を提出する者が川崎市暴力団排除条例（平成24年9月川崎市条例第55号）第2条第1項第3号に規定する暴力団員等であった場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民、その遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して、助成の実施をすることが社会通念上適切でないと市長が認めた場合

(助成の申請)

第20条 第4条、第7条、第10条、第13条及び第16条に定める助成を受けようとする者は、川崎市犯罪被害者等日常生活支援費用助成申請書（第1号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第2号様式）により市長に申請しなければならない。なお、当該助成を受けようとする者は、支援が適正な事業者によって行われるよう、原則として事前に犯罪被害者等支援相談窓口に相談するものとする。

2 前項の申請書には、第4条、第7条、第10条、第13条及び第16条に掲げる各支援の支払費用を証する領収書その他の支払い費用の内容を証明することができる書類及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分ごとに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると市長が認める場合は、その一部の添付を省略することができる。

- (1) 家事及び介護等支援費用の助成、配食費用の助成、一時保育及び一時預かり費用の助成、教育支援費用の助成の場合

ア 第3条第1項に掲げる遺族が申請するとき

- (ア) 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類
- (イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (エ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (オ) その他市長が必要と認める書類

イ 犯罪により重傷病等又は性犯罪被害を受けた者又は第3条第2項に掲げる家族が申請するとき

- (ア) 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる書類
- (イ) 重傷病を受けた被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書
- (ウ) 家族の申請にあつては、申請者と被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (エ) 家族の申請にあつては、申請者が被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (オ) その他市長が必要と認める書類

(2) 転居費用の助成の場合

ア 第3条第1項に掲げる遺族が申請するとき

- (ア) 犯罪により死亡した者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類
- (イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (エ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (オ) その他市長が必要と認める書類

イ 犯罪により重傷病等又は性犯罪被害を受けた者が申請するとき

- (ア) 犯罪により重傷病等又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる書類
- (イ) 重傷病を受けた被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書
- (ウ) その他市長が必要と認める書類

ウ 第17条第1項第4号に規定する放火による被害に遭った者が申請するとき

- (ア) 当該犯罪が行われた時に申請者が市民であったことを証明することができる書類
- (イ) 罹災証明書
- (ウ) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、申請者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難と市長が認める場合は、次の各号のいずれかに該当する家族又は親族が、犯罪被害者の代理として申請し、支給を受けることができる。ただし、犯罪被害者の不利益が生じないよう、家族又は親族による代理申請について、可能な限り、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者
- (2) 犯罪被害者の二親等以内の親族

(申請の期限)

第21条 前条の規定による申請は、犯罪が行われた時から2年を経過したときは、することができない。ただし、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(助成の決定)

第22条 市長は、第20条の規定による申請があった場合には、速やかに、助成を実施し、又は実施しない旨を決定し、川崎市犯罪被害者等日常生活支援費用助成審査結果通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者である市民及びその遺族、家族の続柄又は居住の実態、税情報等を調査することができる。

3 市長は、第1項の規定により助成を決定したときは、当該助成の決定を受けた者からの次条に基づく請求に応じて助成を実施するものとする。

(助成金の請求)

第23条 前条第1項に規定する助成の決定を受けた者は、川崎市犯罪被害者等日常生活支援費用助成金請求書（第4号様式）により、当該助成金を請求するものとする。

(助成の決定の取消し)

第24条 市長は、助成の決定を受けた者が助成を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、助成の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

(助成金の返還)

第25条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に助成金が給付されているときは、市長は、当該助成金を返還させるものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年12月15日以降に発生した犯罪被害について、適用する。

附 則

この要綱は、令和５年７月１３日から施行する。

(第1号様式)

川崎市犯罪被害者等日常生活支援費用助成申請書

年 月 日

(申請先) 川崎市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

電 話 _____

被害者との続柄 _____

1 次のとおり、川崎市犯罪被害者等日常生活支援費用の助成を申請します。

申請内容	家事及び介護等支援費用・配食費用・一時保育費用・教育支援費用・一時預かり費用・転居費用
申請履歴	同一事件でこれまでに助成の申請をしたことが 有・無 有の場合 ()
対象要件	死亡・重傷病・性犯罪被害・放火被害

2 申請理由等

助成項目	申請項目	申請内容
家事及び 介護等支援 費用	家事及び介護等支援を必要とした事情	
	利用時間	家事援助 計 時間 身体介護 計 時間 その他 計 時間 合計 時間
配食費用	配食費用を必要とした事情	
	利用数	食
教育支援 費用	教育支援を必要とした事情	
	利用回数	家庭教師 計 回 通信教育 計 回 タクシー 計 回 その他 計 回 計 回

一時保育 費用	一時保育を必要とした事情	
	対象者	お名前 (歳) 申請者との続柄
		お名前 (歳) 申請者との続柄
		お名前 (歳) 申請者との続柄
	利用回数	____人 × ____回 ____人 × ____回 ____人 × ____回 計 ____回
一時預かり 費用	一時預かりを必要とした事情	
	対象者	お名前 (歳) 申請者との続柄
		お名前 (歳) 申請者との続柄
		お名前 (歳) 申請者との続柄
	利用回数	____人 × ____回 ____人 × ____回 ____人 × ____回 計 ____回
転居費用	転居を必要とした事情	
	転居前の住所	
	転居後の住所	

3 申請事項に係る調査等への同意（※下記に署名してください。）

- ☐ 私は、川崎市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月川崎市条例第 55 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団員でないことを、警察当局へ照会することについて同意します。
- ☐ 私は、本申請書の内容に虚偽がないことを認め、助成金の給付ののちに虚偽その他不正な手段による給付であったと市長が認めた場合には、助成金を市に返還することに同意します。

氏名 _____

(第2号様式)

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

(申立先) 川崎市長

被害の概要

被害届の提出 または事故の届出	有 ・ 無	被害届提出日 または事故の届出日	年 月 日	
罪 種		届出警察署	警察署	
被害者の氏名 (生年月日)	(年 月 日)		申立者との 続柄	
被害届の受理番号等 ※わかる方は記入		被害年月日	年 月 日	
被害者の住所				
被害場所				
被害者及び申請者について	☐ 被害者及び申請者は、犯罪を誘発するような行為その他、責めに帰すべき行為は行っていない。			
車両乗車中に交通事故被害に遭った場合の 被害者及び申請者の運転について	事故時に乗車中の車両について ☐ 飲酒運転ではありません。 ☐ 無免許運転ではありません。 ☐ 違法薬物等を使用後の運転ではありません。			

私は、警察当局へ上記の申立て内容の確認を行うこと及び必要に応じて検察当局に事件の処理状況（送検の確認または処分の状況等）を確認することについて同意いたします。

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

被害者との続柄 _____

(第3号様式)

第 号
年 月 日

川崎市犯罪被害者等日常生活支援費用助成審査結果通知書

様

川崎市長

年 月 日付で申請のありました川崎市犯罪被害者等日常生活支援費用助成
(家事及び介護等支援費用・配食費用・一時保育及び一時預かり費用・教育支援費用・
転居費用)については、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 家事及び介護等支援費用・配食費用・一時保育及び一時預かり費用・教育支援費用・転居費用 について助成します。

助成金額 円

- 2 家事及び介護等支援費用・配食費用・一時保育及び一時預かり費用・教育支援費用・転居費用 について助成しません。

理 由

(第4号様式)

川崎市犯罪被害者等日常生活支援費用助成金請求書

年 月 日

(請求先)
川崎市長

請求者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

年 月 日付 第 号で通知のありました川崎市犯罪被害者等日常生活
支援費用助成金として、次のとおり請求します。

1 請求額 _____ 円

2 振込口座

* ①または②のどちらか一方に記入してください。

→ ①	銀行及び支店名	銀行										支店			
	種別	普通 ・ 当座				口座番号									
→ ②	ゆうちょ銀行 の場合	記 号 *						番 号 *							

* 右詰で御記入ください。

(ふりがな) 口座名義	
----------------	--

※ 請求者と口座名義は同一としてください。